

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

発令 : 平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号

最終改正 : 令和5年3月31日号外厚生労働省令第48号

改正内容 : 令和5年3月31日号外厚生労働省令第48号[令和5年4月1日]

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。